

令和3年(2021年)1月19日
文教生活常任委員会資料
管理部 職員課

資料NO. 8 2000年4月 兵庫県教職員組合宝塚支部との「宝塚市立小学校中
学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する確認書」

別紙のとおり

ただし、本確認書については、平成14年度(2002年度)に無効扱いとしている。

確 認 書

「宝塚市立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則」の一部改正に伴い、職員会議及び「学校評議員」制度に関し、下記のとおり確認する。

記

1. 職員会議については、その機能についてこれまで確認を行ってきた事項と同様の扱いとし、次のとおりとする。
 - (1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応方策、学校内における組織及び予算等について協議すること。
 - (2) 校長の諮問に応じ、また、校長及び教職員間の伝達及び連絡を行うこと。
 - (3) 職員会議においては、全教職員間の意志疎通を図るとともに、課題の協議事項について学校全体の合意にまで高めるよう努めること。職員会議は、学校運営に関し教職員間の共通理解を図る場として、適切な運営に努めるものとする。なお、校長の固有の権限である服務監督権に関する内容や勤務条件等の労使間の交渉事項は、職員会議で討議すべき事項ではない。
2. 学校・地域社会・家庭が子どもの教育に関し、それぞれの役割を明確にしその責任を果たすとともに、地域社会及び家庭が学校の教育活動を支援するために「学校評議員」制度を創設する。そのことによって、学校が本来の責任を果たし、学校の持つ情報を発信するとともに、地域社会が防災等子どもの安全と子ども達が自ら体験し学ぶ機会を充実するなど双方向の連携した取組が行われるよう趣旨の徹底を図る。
3. 学校評議員については、全国に先駆けて地域社会と連携した教育の実現を図る『地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」』の校区推進委員会、「土曜ふれあい学級」の推進委員会や今後設置が予定されている「地域スポーツクラブ21ひょうご」の地区運営委員会等の学校支援組織の代表等で構成することができる。
4. 学校評議員に附する課題については、個々の教職員の教育活動・人事異動、児童生徒の懲戒等プライバシーに関する事、学校予算等校長や学校の責任において処理すべき事項は除く。
5. 以上のことを踏まえるとともに、改正された学校管理運営規則及び県教委通知「留意点」にもとづき対応する。

2000年 4月 6日

宝塚市立

校長

兵庫県教職員組合 宝塚支部

議 事 録

第1 職員会議について

1. 今回の「規則」の一部改正にあたって、職員会議の機能及び運営等については、従来の確認事項を変更するものではなく、今後もその確認を継続するものである。
2. 「規則案」第7条第2項(1)の「協議する」とは、「民主的に協議し、決定する」との意味である。
3. 「規則案」第7条第2項(1)の「学校内における組織」とは校務分掌のことであり、その決定にあたっては、『校務分掌検討委員会で原案を作成し、職員会議で「協議する」というこれまでの手続きを変更するものではない。
4. 「規則案」第7条第3項は、平成2年の県立神戸高塚高校及び平成3年の県立農業高校における不祥事の反省に基づいて発された「こころの通いあう学校運営について」(通達)の趣旨を記載したものであり、それを踏まえて学校運営にあたる。
5. 職員会議の記録については、最終決定事項のみを保管する。

第2 「学校評議員」制度について

1. 「学校評議員」制度の意義について
地域の子どもたちは、地域で育むことが基本であり、学校・地域社会・家庭の教育力の育成と役割分担を明確にし、各々が役割を果たし合うとともに連携することが重要である。したがって「学校評議員」制度は、学校にのみ責任を押しつけたり、追求したりする制度ではなく、大震災や神戸市須磨区の事件等、兵庫の教訓を生かし、「生きる力」を育むための学校の教育目標・教育計画を達成するためのあくまでも学校支援のための制度である。
したがって、地域社会や家庭の果たすべき役割を学校の責任として、一方的に持ち込むとか、特定の考え方による学校教育に対する介入を行うためのものではなく、学校評議員の資格のみをもって、特別な学校管理のための権限をもつものでもない。
2. 学校評議員の選任について
 - (1) 「規則案」第8条2項の、「その代表等」とは、単に「推進委員会」等の既存の組織の会長等を指すのではなく、それぞれの支援を求める課題に適した者のことである。
 - (2) 「規則案」第8条3項の「地域社会の連携支援組織」とは、同条2項にいう「支援及び意見を求めるための組織」のことであり、「代表」とは、前記1の『「学校評議員」制度の意義について』に記載している趣旨に適した者である。
 - (3) 「規則案」第8条3項の「その他の教育に関する理解及び意見を有する者」とは、単に地域諸団体の役員等の肩書きを有する者のことではなく、あくまでも支援を求める課題解決のために適すると認められる者のことである。また、必要に応じて校区内に居住する退職教職員及び校区内に居住する他校の教職員も対象とすることができる。
 - (4) 推薦にあたっては職員会議において協議のうえ、適任者を決定し、校長が教育委員会に手続きを行う。
 - (5) 「規則案」第8条2項並びに3項の評議員の設置にあたっては、学校がその教育目標・教育計画達成に向け、地域社会の支援を得るため、あるいは、地域社会・家庭が果たすべき役割の推進のための課題を職員会議で協議決定するものである。したがって、単に校長のみが提案するものではなく、全教職員が教育改革を推進する観点から、各校務分掌担当者からも提案することが必要である。
 - (6) 「留意点」2の(2)の、「既存の組織をもって代えることも可能である」とは既存の組織が機能している場合をいい、実質機能していない場合や、既存の組織がないときは、学校評議員を置かなくてもよい。

3. 学校評議員の人数・任期について

- (1) 学校評議員を構成する各組織の代表は、男女同数を原則とする。
- (2) 学校評議員は、学校の職員会議において決定された課題に対応して設置するものであるため、課題が解決すれば委嘱を解くものとする。任期は1年以内とし、原則として再任はしないものとする。

4. 学校評議員に附する議題の選定について

- (1) 前記1「学校評議員」制度の意義について」に鑑み、学校評議員に附する議題の選定についても職員会議において協議し決定する。
- (2) 個々の教職員の教育活動・人事異動、児童生徒のプライバシーに関する事、学校予算等、校長や学校の責任において処理すべき事項や学校介入を招くような事項についてはその対象とはしない。

5. 運営について

- (1) 校長及び課題に即応した校務分掌担当者や職員代表等複数の者が参画するものとする。
- (2) 学校評議員は学校外の支援組織であり、学校内の組織ではなく、参画する教職員も課題ごとに関わることも考えられることから、校務分業に位置づけるのは適当ではない。
- (3) 学校評議員に関する連絡等については、教頭を中心とし、その都度職員会議において、担当者を決定して行う。

第3 その他

1. 職員会議及び「学校評議員」制度に関して、問題が生じた場合は誠意をもって協議し、解決する。

2000年 4月 6日

宝塚市立

校長

兵庫県教職員組合 宝塚支部

027

0000 0068

教教第 1282 号
平成12年3月29日

各市郡町組合教育長 様

兵庫県教育長

〇〇市(町)立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に
関する規則案の一部改正について

このことについて、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)の一部が改正され、平成12年4月1日から施行されることとなりました。特に職員会議や学校評議員に関する規定が設けられたことに伴い、標記規則案の改正の必要が生じたので、「〇〇市(町)立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則案」(昭和32年12月)を下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴管下の学校の管理運営に関する規則について、別紙1、別紙2の留意点に配慮の上、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

記

- 1 第7条から第2.0条までを2条ずつ繰下げ、第6条の次に次の2条を加える。

(職員会議)

第7条 学校には、校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
2 職員会議は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応方策、学校内における組織及び予算等について協議すること。
(2) 校長及び教職員間の伝達及び連絡を行うこと。
(3) 校長の諮問に応じること。
3 職員会議においては、全教職員間の意思疎通を図るとともに、議題の協議事項について学校全体の合意にまで高めるよう努めるものとする。

(学校評議員)

第8条 学校には、教育活動に関し、地域社会の支援及び意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。
2 現に学校に地域社会の支援及び意見を求めるための組織が設置されている場合は、その代表等を学校評議員に代え、校長の推薦により教育委員会が委嘱することができる。
3 前2項の規定にかかわらず、学校の教育目標の達成のため学校が地域社会の支援及び意見を求めようとする場合は、地域社会の連携支援組織の代表その他の教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

新 旧 対 照 表

(〇〇市(町)立小学校・中学校及び養護学校の管理運営に関する規則案)

現 行	改 正
<p>第1条～第6条(略) (学校以外で行う教育活動) 第7条 学校における教育活動の一環として修学旅行――(中略)――、又は実施地が区域外にあるときは、承認を受けなければならない。</p>	<p>第1条～第6条(略) (職員会議) 第7条 学校には校務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。 2 職員会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応方針、学校内における組織及び予算等について協議すること。 (2) 校長及び教職員間の伝達及び連絡を行うこと。 (3) 校長の諮問に応じること。 3 職員会議においては、全教職員団の意思疎通を図るとともに、議題の協議事項について学校全体の答意にまで高めるよう努めるものとする。</p>
<p>第8条～第20条(略)</p>	<p>(学校評議員) 第8条 学校には、教育活動に関し、地域社会の支援及び意見を求めるため、学校評議員を置くことができる。 2 現に学校に地域社会の支援及び意見を求めるための組織が設置されている場合は、その代表等を学校評議員に代え、校長の推薦により教育委員会が委嘱することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、学校の教育目標の達成のため学校が地域社会の支援及び意見を求めようとする場合は、地域社会の連携支援組織の代表その他の教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 (学校以外で行う教育活動) 第9条 学校における教育活動の一環として修学旅行――(中略)――、又は実施地が区域外にあるときは、承認を受けなければならない。 第10条～第22条 現行の第8条～20条が該当</p>

別紙 1

職員会議の組織及び運営についての留意点

このたび、学校教育法施行規則の一部改正により、職員会議の法的な位置づけについて文部省の考え方が示されたところであります。その組織及び運営について、これまで通知等を行ってきた内容と実質的に変更をきたすものではありませんが、改めて下記の基本的な事項に関する留意点について通知します。

職員会議の組織及び運営に関しては、本県における不祥事の反省を踏まえ通達を発し、その中で、「さらに創意と自主性に満ちた生き生きとした教育活動を実現していくためには、職員会議等において教職員が十分な意見交換を行って共通理解を深め、意思疎通を図ってお互いのこころのつながりと信頼関係を作り上げていくことが極めて重要である。校長は、これらが可能になるように、こころの通いあう学校運営の在り方を工夫し、常に細かに配慮することが肝要である。」(平成3年5月10日付、教教第231号「こころの通いあう学校運営について」)と書及しているとおり、教職員間の共通理解のもと、創造的に教育活動を推進していく上で職員会議は極めて重要な場であり、適切な運営が図られることが必要であります。

なお、校長の固有の権限である服務監督権に関わる内容や勤務条件等の労使間の交渉事項は、職員会議で討議すべき事項ではないことを念のため申し添えます。

記

1 職員会議の議題について

- (1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応方針、学校内における組織及び予算等であること。

* 形式的に漫然と協議し決定すべきものではなく、現在の学校・地域の実情を踏まえる中で、創造的に教育活動を展開するため、全教職員の十分な共通理解を図ることが肝要である。

* 校務を分掌する各種委員会等で検討した内容について、職員会議の中で共通理解を図ることが必要である。

- (2) 学校評議員に関する事項(既存の組織又は新組織の活用、地域社会との連携の検討等)

* 学校評議員を創設する場合は、地域社会の支援を得るための教育目標、達成すべき教育課題及びそれにふさわしい人選並びに学校評議員に附する議題について職員会議で協議し共通理解を図ることが重要である。

2 職員会議の運営について

- (1) 職員会議は、全教職員で構成すること。
- (2) 職員会議は、教職員間の意思疎通を図るとともに、議題の協議事項について学校全体の合意に高めるよう運営すること。
- (3) 職員会議においては、教職員の連携を密にし、必要な調整を図ること。
- (4) 職員会議は、全教職員の意識改革、教育課題に関する研究・研修の場として活用すること。
- (5) 校長は、職員会議の内容について欠席した教職員への周知を図ること。

「学校評議員」制度の創設及び運営について留意点

- 1 「学校評議員」制度の意義について
 - (1) 「学校評議員」制度は、学校・地域社会・家庭が、子どもの教育に関しそれぞれの役割を明確にしその責任を果たすとともに、地域社会及び家庭が学校の教育活動を支援するために創設するものである。
 - (2) これからの教育を推進するに当たっては、学校は本来の責任を果たし、学校の持つ情報を発信するとともに、地域社会は、防災等子どもの安全確保と、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会を充実するなど双方向の連携した取組が重要である。
 - (3) 本県では阪神・淡路大震災及び神戸市須磨区の事件で得た教訓を生かし、全国に先駆けて地域社会と連携した教育の実現を図るため、校区推進委員会を設置し、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施したところである。また、既設の「土曜ふれあい学級」の推進委員会や今後設置が予定されている「地域スポーツクラブ2.1ひょうご」の地区運営委員会等、地域社会の教育力を生かした取組がますます必要となることが見込まれる。
 - (4) 以上のことから学校においては、教育に関する課題について随時意見を聴取し、地域社会と連携した学校教育活動に資するため、「学校評議員」は前記の校区推進委員会等の代表で構成する。
- 2 学校評議員の選任について
 - (1) 学校評議員は、地域との連携という観点から「トライやる・ウィーク」における校区推進委員会や「土曜ふれあい学級」の推進委員会や「地域スポーツクラブ2.1ひょうご」の地区運営委員会等の代表をもって選任することが望ましい。
 - (2) 学校評議員の組織は、(1)で示した既存の組織をもって代えることも可能である。
 - (3) 学校の教育課題について意見を聴取する必要がある場合にあっては、単に地域諸団体の役員等の薦書のみによる選任ではなく、課題に即応し学校教育を支援する観点から、地域との連携について適切な意見を聞ける人の選任が望ましい。
- 3 学校評議員の人数・任期について
 - (1) 人数 評議員の定数は、課題に応じた必要人数とする。
 - (2) 構成 原則として男女同数とする。
 - (3) 任期 評議員は、それぞれの課題に応じ必要な都度委嘱することとし、特に任期は定めない。但し、同一の人物を再度委嘱する場合にあっては、上限は1年以内が適当である。
- 4 学校評議員に附する課題の選定について
 - (1) 特色ある学校づくりへの取組、総合的な学習への支援、地域の行事や福祉施設等との連携など今日的な課題に留意する。
 - (2) 個々の教職員の教育活動・人事異動、児童生徒の懲戒等プライバシーに関する事、学校予算等校長や学校の責任において処理すべき事項は除く。
- 5 運営について
 - (1) 学校評議員は一堂に会し、各々の意見を聞くことが望ましい。
 - (2) 「学校評議員」制度については、職員会議で協議し、共通理解を図ることが重要である。
 - (3) 学校評議員からの意見聴取の場に、教育課題に即応し、担当教職員を参画させるなどの工夫をすることが望ましい。